

F A X 送付案内

令和3年12月27日

A 4 2枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

宮城県における豚熱（国内76例目）の確認について

平素よりお世話になっております。

宮城県における豚熱（国内76例目）の確認について、農林水産省から情報提供がありましたので、お知らせします。

【概要】

- ・所在地 : 宮城県 丸森町
- ・飼養状況 : 約7,000頭
- ・疫学関連農場 : 岩手県 (1農場), 宮城県 (1農場), 山形県 (2農場), 茨城県 (6農場), 栃木県 (2農場), 群馬県 (2農場), 埼玉県 (2農場), 千葉県 (6農場), 神奈川県 (1農場), 静岡県 (2農場), 愛知県 (1農場)

※ これらの農場で飼養する豚のうち、発生農場から移動した豚や、発生農場の豚から採取された精液を用いて人工授精を行った豚などの疑似患畜（合計約900頭）について殺処分を実施。

なお、疑似患畜の所在県はいずれも豚熱ワクチン接種済み。

【経緯】

(1) 宮城県は、同県丸森町の農場から、異状（呼吸器症状、下痢、発熱）が見られるとの通報を受け、12月24日、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施

(2) 宮城県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農林水産省動物衛生研究部門で精密検査を実施し、12月25日、豚熱の患畜であることが判明

※ 豚熱に関する情報（農林水産省HP）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>



宮城県における豚熱の確認(国内76例目)及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、宮城県丸森町(まるもりまち)の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫方針について確認します。
現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：宮城県丸森町

飼養状況：約7,000頭

疫学関連農場：岩手県(1農場)、宮城県(1農場)、山形県(2農場)、茨城県(6農場)、栃木県(2農場)、群馬県(2農場)、埼玉県(2農場)、千葉県(6農場)、神奈川県(1農場)、静岡県(2農場)、愛知県(1農場)※これらの農場で飼養する豚のうち、発生農場から移動した豚や、発生農場の豚から採取された精液を用いて人工授精を行った豚などの疑似患畜(合計約900頭)について殺処分を行います。なお、疑似患畜の所在県はいずれも豚熱ワクチン接種を行っています。

2. 経緯

(1) 宮城県は、同県丸森町の農場から、異状(呼吸器症状、下痢、発熱)が見られるとの通報を受け、昨日(12月24日(金曜日))、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施しました。

(2) 宮城県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門(注)で精密検査を実施したところ、本日(12月25日(土曜日))、豚熱の患畜であることが判明しました。

(注) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3. 今後の対応

本日、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく以下の防疫措置等について確認を行うとともに、万全を期します。

(1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

(2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。

(3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。

(4) 関係市町村及び関係機関との連携を強化し、生産者、消費者、流通業者等に対する啓発活動に努めます。

(5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。